

川口都市計画特別用途地区の変更（川口市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

			川口市
種 類	面 積	備 考	
特別工業地区	約 476.7ha	建築基準法第 49 条第 2 項（緩和）	
特別工業地区 （八幡木地区）	約 10.8ha	建築基準法第 49 条第 1 項（制限） 鳩ヶ谷都市計画区域 約 10.8ha 増	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由：川口市及び鳩ヶ谷市が平成 23 年 10 月 11 日に合併し、新たな「川口市」が誕生したことから、川口都市計画区域及び鳩ヶ谷都市計画区域を一の都市計画区域に統合し、川口市の行政区域の全域を川口都市計画区域とする変更に伴い、川口都市計画特別用途地区を変更するものです。